

一般社団法人日本行動分析学会「共催・協賛・後援に関する規程」

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本行動分析学会定款第2章「目的及び事業」に基づき、共催、協賛又は後援する場合に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「共催」とは、本学会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体が本学会を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その催しへの本学会の関与度合いが強い場合をいう。

(2)「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本学会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが助成金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べて、その催しへの本学会の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。

(3)「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本学会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(使用名義)

第3条 使用を許可する名義は、一般社団法人日本行動分析学会とする。

(対象事業)

第4条 共催、協賛又は後援を行うことができる事業は、定款第2章「目的及び事業」に添うものでなければならない。

(承認基準)

第5条 共催、協賛及び後援（以下、後援等）を行う事業は、理事会において認めたものとする。

2 後援等を行う事業は、その内容が次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。(1) 法人定款第2章「目的及び事業」に寄与するものでなければならない。

(2) 営利を目的とし、宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき、また特定の政治的又は宗教的目的を有する場合、承認しない。

(3) その他、本学会の「目的及び事業」に照らし、適当でないときと認められるとき、承認しない。

(申請手続)

第6条 法人の後援等を希望する団体等の代表者等は、理事長に対し後援等の申請書を提出しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 理事長は、後援等に当たり、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、後援等の承認を取り消すことができる。

(1) 申請書の内容に虚偽があったとき。

(2) 申請書の内容と異なる事業を行うとき。

(3) 本学会の指示に従わないとき。

(承認期間)

第8条 理事長が認めた承認日から会期終了日までを承認期間とする。

(事業完了報告)

第9条 後援等の承認を受けた団体等は、事業終了後、速やかに後援等事業完了の報告書を理事長に提出しなければならない。